

日本赤十字社からの回答を踏まえた経営一体化の3案に係る今後の検討方針について

市立長浜病院と長浜赤十字病院の経営一体化の3案に係る検討について、日本赤十字社からの回答（令和8年10月14日付け医地第36号）を踏まえ、①～③の各案について、以下のように判断。今後、必要な検討を進め、その結果を、11月中旬に開催を予定している「長浜市病院再建・再編推進本部（令和8年度第6回会議）」において公表し、さらに議論を深めていく。

「①長浜日赤買収」について

- 日本赤十字社は、「今後も引き続き湖北地域において赤十字病院としての役割を果たし、地域住民の皆様に必要な医療を提供していきたいと考えております」とし、「現時点では長浜赤十字病院を譲渡することは想定しておらず、本案について検討を進める予定はありません」と回答しており、「①長浜日赤買収」の案の実現は現実的ではないものと判断

「②指定管理導入」について

- 日本赤十字社としては、地域医療提供体制の維持・確保に資する有力な手法とされ、市から詳細な条件等を提示した上で、実現可能性について協議させていただきたい、との回答
- 市としても、今後、経営一体化の具体的な手法の決定にあたり、市民や議会、職員にも指定管理の具体的なイメージを示していく必要があるものと判断
- 指定管理の諸条件（基本的な枠組み、財政面、雇用面、医療機能等）について、市として早急に整理し、日本赤十字社とも協議を並行して進め、本部会議において、内容を示していく

「③日赤への譲渡」について

- 日本赤十字社としては、現時点で一律に否定するものではなく、譲渡条件や運営体制等の詳細を確認した上で検討したい、との回答
- ②同様に、市としても、今後、経営一体化の具体的な手法の決定にあたり、市民や議会、職員にも譲渡の具体的なイメージを示していく必要があるものと判断
- 譲渡の具体的な条件や譲渡後の医療や雇用について、市として早急に整理し、日本赤十字社とも協議を並行して進め、本部会議において、内容を示していく
- なお、日本赤十字社からは、継続的な財政支援をはじめとした支援が不可欠との意見もあることから、譲渡後における市の医療提供への関与のあり方と、必要な医療機能を確保するための財政負担のあり方等についても整理が必要

※ 9月29日の長浜市議会との意見交換会において、地方独立行政法人を活用した経営一体化の手法について提案をいただいたところ、同手法は、市立長浜病院が地方独立行政法人に移行した上で、長浜赤十字病院に対し、日本赤十字社の経営から地方独立行政法人参加への移行を求めるものであると想定されることから、市立長浜病院の地方独立行政法人化や長浜赤十字病院の同法人参加の実現可能性も含め、別途検討を行う